

2026年6月15日 全7頁

認知機能の低下への備えは十分か

任意後見制度に係る改正案と利用促進の課題

金融調査部

研究員

吉村 聡浩

[要約]

- 2026年2月12日、法制審議会は「民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱案」を採択し、成年後見制度の利用促進を目的とした改正法案の骨子を示した。
- 本稿は、要綱案に基づく任意後見制度の主な改正内容を「契約内容の変更・一部解除の制度化」「開始時の監督人選任要件の緩和」「『補助』との併用の解禁」「そのほかの事項」の4点に分けて解説する。
- 任意後見制度は、本人の事前意思を反映できる点で法定後見制度に対する利点があるものの、実際の利用者数は法定後見制度に比べて著しく少なく、本人意思の尊重と適切な保護を両立させる観点から、制度利用の柔軟化が課題とされてきた。
- 今回の要綱案は、制度利用の障壁となっている公正証書作成負担や監督人選任・監督に関する負担を軽減し、制度の利便性・柔軟性を高めることで、一定の利用促進効果が期待される。
- 任意後見制度の認知率の向上には、継続調査等のさらなる施策が不可欠である。金融機関等の事業者にも、顧客を任意後見制度等の意思決定支援へ円滑につなぐ体制の整備が求められる。

1. はじめに

2026年2月12日、法制審議会は第204回総会において「[民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱案](#)」（以下、要綱案）を採択した。同年4月3日、要綱案を踏まえた改正法案は閣議決定を受け、現在開会中の第221回特別国会に提出されている。

この要綱案は、成年後見制度の利用促進を主な目的とした改正法案の骨子を取りまとめたものである。本稿では、具体的な改正内容のうち、任意後見制度に関連する改正内容に絞って解説する¹とともに、改正の利用促進効果について検討する。

¹ 法定後見制度に関する主要な変更点については、吉村聡浩「[民法（成年後見等関係）等改正要綱案の概要](#)」（大和総研レポート、2026年4月20日）を参照されたい。

2. 改正の背景

法改正の検討が進められた背景の一つとして、認知症または軽度認知障害（以下、MCI）の人の増加が挙げられる²。その人口規模は、2022年時点で約1,000万人とされており、2035年には約1,170万人まで増加すると推計されている³。また、認知症またはMCIの人が保有する金融資産残高も、2023年度末時点で約294兆円（家計金融資産全体の13.4%）に達し、2035年度末には約474兆円（同15.6%）まで増加する見通しである⁴。

こうした状況において、判断能力の低下により支援を要する可能性のある個人（以下、本人）の判断能力低下時の意思決定を支援する仕組みとして重要な役割を担うのが**成年後見制度**である。制度利用にあたっては、本人の判断能力を考慮し、支援者とその権限の範囲を定める。支援者は、権限の範囲内で本人の財産管理や療養看護に関する事務を行うことになる。

成年後見制度は大きく二つに分類される。判断能力（事理弁識能力⁵）が低下した後に制度利用の申立てが行われる場合は**法定後見制度**が、判断能力が低下する前にあらかじめ支援者への委任内容を定めておく場合は**任意後見制度**が利用可能である。前者の法定後見制度においては、家庭裁判所が関与して支援者と権限の範囲を定め、支援者には本人が支援者の同意なしに行った法律行為を取り消すことができる取消権や同意権が与えられる。一方、後者の任意後見制度においては、それらの権限は支援者に与えられず、事前に本人との間で結んだ任意後見契約に定めた特定の法律行為についてのみ代理権を行使することが可能となる。

こうした制度の建付けから、本人の意向を事前に反映できる点において、任意後見制度には法定後見制度に対する相対的な優位性があると考えられる。しかし、2025年末時点では、法定後見制度の利用者数は約18万人であるのに対し、任意後見制度の利用者数は約2,800人⁶、利用の前段階に当たる任意後見契約の締結についても約1.9万件⁷と、制度の普及は芳しくない。そこで、2022年に開始した第二期成年後見制度利用促進基本計画では、周知・広報等に関する取組みに加え、制度利用の柔軟化を中心的課題に据えた法制審議会の部会等での検討が進められ、法改正に向けて今回の要綱案が作成された。

² 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室「[第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について](#)」（2022年3月25日閣議決定）p.2

³ 九州大学「[認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究 報告書](#)」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金）p.12

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）－令和6（2024）年推計－」、国立大学法人九州大学（2024）「[認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書](#)」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）研究代表者二宮利治）、総務省「2019年全国家計構造調査」、日本銀行「[資金循環統計](#)」、大和総研「[日本経済中期予測](#)」（2024年）より、長内智「[長寿化で増える認知症者の金融資産残高の将来推計](#)」（大和総研レポート、2024年12月20日）試算。

⁵ [法制審議会 民法（成年後見等関係）部会第30回会議 部会資料30](#)では、事理弁識能力とは、「社会生活上、人が通常経験する事務のうち主要なものについて、その内容を理解し、考えられる解決の利害得失を検討して、態度を決定することができる可能性」を指すという整理が示されている。

⁶ 最高裁判所事務総局家庭局「[成年後見関係事件の概況－令和7年1月～12月－](#)」p.13

⁷ 法務省「[登記統計 2025年 年報](#)」

3. 要綱案概要

要綱案について解説する前に、現行の任意後見の基本的な流れを確認する（**図表 1**）。本人は、判断能力が十分にある段階で、将来に備えて受任者との間に任意後見契約を締結する。その後、判断能力が低下し不十分になった段階で、本人や受任者等は家庭裁判所に任意後見監督人（以下、監督人）の選任を申し立てることが可能になる。家庭裁判所により監督人が選任されれば、任意後見が開始することとなる。

図表 1 現行制度における任意後見の標準的な利用の流れ

<p>1. 任意後見契約の締結</p> <p>判断能力が低下した際に備え、本人と任意後見受任者（以下、受任者）との間で「任意後見契約」を締結する。この契約は、必ず公正証書によって締結する。</p>
<p>▼</p> <p>2. 監督人の選任申立て</p> <p>本人の判断能力が実際に低下した段階で、家庭裁判所に監督人の選任を申し立てる。この申立ては、本人、配偶者、四親等内の親族、または受任者が行うことができる。</p>
<p>▼</p> <p>3. 監督人の選任 = 任意後見の開始</p> <p>家庭裁判所による審理を経て、監督人が選任される。この監督人は、受任者が適正に職務を行っているかを監視する役割を担う。</p> <p>監督人が選任された時点から、任意後見契約の効力が正式に発生する。これ以降、受任者は契約内容に基づき、任意後見人として本人の財産管理や療養看護に関する事務を担う。</p>
<p>▼</p> <p>4. 継続的な支援と監督</p> <p>任意後見人は、家庭裁判所から選任された監督人に対して定期的な報告を行う義務を負う。これにより、本人の権利が守られながら、継続的な支援が提供されることとなる。</p>

（出所）関係法令をもとに大和総研作成

今回提示された要綱案は、任意後見制度の基本的な構造を維持しつつ、本人意思の尊重と利用しやすさの向上を図るため、制度全般に種々の見直しを加える内容となっている。

以下では、任意後見制度に関連する主な改正点について、4項目（i）「**契約内容の変更・一部解除の制度化**」、（ii）「**開始時の監督人選任要件の緩和**」、（iii）「**『補助』との併用の解禁**」、（iv）「**そのほかの事項**」に分けて解説する。

（i）契約内容の変更・一部解除の制度化（**図表 2**）

現行制度では、契約変更の方法を定める仕組みは存在しない。契約内容を変更するためには、契約発効前であれば、既存契約を解除して内容を修正した契約を新たに締結するか、追加したい代理権だけを内容とする別の契約を新たに締結する必要がある。そのため、契約締結から発効までの期間に生活・財産状況が変化すれば、代理の範囲を定める代理権目録の部分的な契約内容の変更で事足りる場合であったとしても、新たな契約の締結という負担を負うか、契約内容の変更自体を諦めるほかなかった。

なお、契約発効後は、本人が既に判断能力の低下した状態にあることが前提となるため、新たな契約締結等によって契約内容を変更することはできず、家庭裁判所の許可を得て契約の全部を解除するほかない。

要綱案では、契約発効前であれば、**既存の任意後見契約を維持したまま、公正証書により代理権を追加・修正することが可能になるほか、契約を一部のみ解除することが可能となる。**また、契約発効後であっても、依然として契約の解除には家庭裁判所の許可が必要となるものの、これらの変更が可能になる。

契約内容の変更が柔軟化されることにより、任意後見の利用者にとっては意向の実現が容易になるほか、利用を検討している個人にとっては、利用のハードルが下がることが期待される。

図表 2 任意後見契約の変更方式

	契約発効前	契約発効後
現行	変更可能 「契約変更」制度はないものの、以下の2通りの方法により可能 ① 既存契約を解除+修正後の契約を再締結 ② 追加したい代理権だけ別契約を新たに締結	原則、変更不可 家庭裁判所の許可があれば、契約全部を解除することのみ可能
要綱案	変更可能 既存契約を維持したまま、公正証書による内容の変更や、契約の一部解除が可能に	変更可能 契約内容の変更が可能に。一部解除は家庭裁判所の許可により可能に

(出所) 法制審議会 民法（成年後見等関係）部会「[民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱案](#)」、および関係法令をもとに大和総研作成

(ii) 開始時の監督人選任要件の緩和

図表1に示したとおり、現行制度では任意後見の開始にあたり監督人の選任が不可欠となる。

この点について、本人の判断能力が低下しても、適切な時期に申立てがなされず、任意後見が開始しないという課題が指摘されている⁸。本人および受任者を対象としたアンケート調査⁹によると、申立てをしていない理由には監督人への報酬支払いや監督を受けること自体の負担の大きさがあるようだ¹⁰。

こうした課題を踏まえ、要綱案では、任意後見開始の審判を中心とする構成に見直された。具体的には、監督人を原則として選任される点で現行制度と同様であるが、**明らかに監督人による監督の必要がないと認められる場合には、例外的に選任しないことが新たに認められる。**

⁸ 法制審議会民法（成年後見等関係）部会 第1回会議 部会資料1「[民法（成年後見等関係）の見直しに当たっての検討課題](#)」p.4

⁹ 法務省「[任意後見制度の利用状況に関する意識調査](#)」より、設問7の回答結果を参照した。当調査は、令和3年度および4年度に、契約締結から一定以上の年数が経過したものの任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者本人および受任者を対象に実施され、計25,669人の回答を得たアンケート調査である。

¹⁰ 具体的な数値は次章に記載した。

これに伴い、任意後見の開始は、監督人が選任された時ではなく、任意後見開始の審判がなされた時に改められる。

改正が実現すれば、監督人選任が当然に不可欠であるとの前提が緩和されるため、監督を受けることの負担を理由に申立てをためらっていた事案では、開始申立てへの心理的・実務的障壁が一定程度下がる可能性がある。

(iii) 「補助」との併用の解禁

「補助」とは、現行の法定後見制度における3類型のうち、任意後見制度と同様に代理権の範囲を必要に応じて選択できる制度である。

しかし、現行制度では理由を問わず任意後見と法定後見の併用は認められていない。これは、法定後見のうち「補助」を利用し、代理権の範囲が任意後見契約との間で重複しない場合も例外ではない。

そのため、締結した任意後見契約では代理権の設定が不足していると判明したものの本人に新たな任意後見契約を締結する判断能力がないときや、支援者の同意を要する法律行為を設定する必要があるときには、任意後見を終了して、法定後見制度を利用するほかない。

要綱案では、「補助」と任意後見の併用が可能になるほか、任意後見の開始に係る申立権者に「補助」の支援者が追加されることとなった¹¹。

なお、今回の要綱案では法定後見制度についても見直しが行われており¹²、改正が実現すれば、現行の判断能力に応じた3類型は「補助」に一元化される。これにより、任意後見では支援が十分でない法律行為については、「補助」を利用して支援者に必要な範囲のみ権限を付与するという運用が可能となる。今回の改正で実現が見込まれる「補助」のスポット利用¹²と組み合わせれば、任意後見の利便性は大きく向上するだろう。

(iv) そのほかの事項

現行制度では、第一候補の受任者が将来欠けた場合に備えて、別の受任者（予備的な受任者）とも契約を締結することはできるが、受任者間の順序を付ける登記を可能とする規定がない。そのため、こうした順位の定めは実体法上無効であるとする見解もある¹³。要綱案では、任意

¹¹ 反対に、任意後見監督人には「補助」開始の審判を請求する権利が付与される。また、民法第七条、第八条に係る改正により、「補助」開始の請求権者に本人が公正証書により指定した者が加えられる。そのため、公正証書により指定される限り、任意後見受任者もその立場によらず「補助」開始の審判を請求することが可能となる。

¹² これら法定後見制度に関する主要な変更点については、吉村聡浩「[民法（成年後見等関係）等改正要綱案の概要](#)」（大和総研レポート、2026年4月20日）を参照されたい。スポット利用については、今回の改正によって法定後見は判断能力が回復せずとも利用目的を達した時点で終了できるようになるため、預貯金口座の凍結解除や遺産分割協議といった目的のための一時的な利用という形で可能になるものと見込まれる。

¹³ 商事法務研究会「[成年後見制度の在り方に関する研究会 報告書](#)」 p. 103

後見契約を締結する際に、他の任意後見契約の受任者が死亡その他の事由によって欠けるに至るまでは、任意後見開始の審判をすることができない旨の合意（「不開始の合意」）を公正証書によってすることができるものとしている。契約締結から発効までが長期にわたる場合にも、安定的に備えられるようになることが期待される。

また、要綱案では、任意後見人は事務を行うにあたっては、本人に対する情報提供や陳述聴取等により本人の意向を把握した上で、その意向を尊重しつつ、心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨が明記されている。改正が実現すれば、具体的な運用の改善方法が現場で探られることになろう。

4. 改正が任意後見制度の利用に与える影響

利用過程全体から見た現行制度の課題

任意後見を利用するまでには、「制度の認知」、「契約の締結」、「申立てによる利用開始」という段階的過程をたどる。改正が実現した場合においても、この過程に変化はない。改正の利用促進効果を検討するには、各段階で異なる障壁の実態について把握する必要があるだろう。

制度の認知状況について、令和元年の調査¹⁴では、**任意後見制度の認知率は3割程度にとどまる**。年代別にみると60～69歳では認知率が最も高いものの、それでもなお4割に満たない。

制度利用を検討している個人の契約締結状況について、令和7年の調査¹⁵では、公証人¹⁶との相談は実施されたものの契約締結に至らなかった事例について、その理由に公正証書作成に係る負担を挙げた割合が11.3%、監督人の監督による負担を挙げた割合が15.9%、監督人の選任手続による負担を挙げた割合が8.7%であった。公証人との相談にまで進んだ事例であっても、**公正証書作成の負担や監督人に関する費用・手続負担が契約締結に至らなかった要因となっていたことがうかがわれる**。

契約を既に締結している個人の制度利用の開始状況について、令和3年度および4年度の調査¹⁷では、本人の判断能力が低下した場合であっても、利用開始の申立てに消極的な受任者の割合は30.4%で、そのうち裁判所への申立てそれ自体や監督人に関係して生じる負担を挙げた割合はいずれも2割を超えていた。契約締結まで済んでいるにもかかわらず、任意後見における監督の仕組みは一定の障壁となっていた。

¹⁴ 内閣府「[認知症に関する世論調査](#)」より、設問6の回答結果を参照した。当調査は、令和元年に、全国18歳以上の日本国籍を有する者を対象に実施され、計1,632人の回答を得たアンケート調査である。

¹⁵ 法務省「[任意後見契約に関する公証人の実態調査](#)」より、設問14の回答結果を参照した。当調査は、令和7年に、調査開始時直近2か月間に作成した公正証書に関して公証人を対象に実施され、計482人の回答を得たアンケート調査である。

¹⁶ 公証人とは、法務大臣が任命する公的な立場の法律実務家で、当事者の意思に基づく契約や遺言などを、公文書である公正証書として作成する役割を担う。公正証書は、本人確認や意思確認を経て作成されるため、内容の明確性や証拠力が高く、任意後見契約は法律上必ず公正証書で作成しなければならない。

¹⁷ 法務省「[任意後見制度の利用状況に関する意識調査](#)」より、設問14の回答結果を参照した。当調査の概要は脚注9に記載した。

改正の利用促進効果とその限界（図表3）

改正点（i）や（ii）は、契約締結や利用開始の各段階における手続的・心理的負担を軽減する方向のものであり、一定の利用促進効果が期待される。また、改正点（i）および（iii）により、従来であれば任意後見契約の全部解除や法定後見への全面的な移行を余儀なくされていた場面の一部について、任意後見を維持しつつ対応できる余地が広がる。

ただし、これらの効果の大きさを見積もることは難しく、実際の利用増加幅は改正の周知状況や相談支援体制等にも左右される。また、制度全体の利用拡大という観点からは、認知の向上や制度利用への安心感の醸成も不可欠であり、改正の効果はこれらが相互に作用することで初めて十分に発現すると考えられる。この点において、改正点（iii）や（iv）も含め、任意後見制度の改正が利用場面の拡張、柔軟化をもたらすのであれば、そのこと自体が制度への関心を喚起し、認知段階における利用促進に一定の効果を持つと考えられる。ただ、改正のみで潜在的な利用者すべてに制度の認知を広げることは難しい。公的機関に加え、実際に後見制度の利用が望まれる場面に接する金融や介護、医療等に関わる事業者を中心に、制度動向を踏まえた効果的な周知活動の実施、および、相談窓口や専門機関への紹介・連携が期待される。

最後に、政策上の課題を一つ挙げたい。既存の調査統計には、その規模が小さいだけでなく、周知広報が不足している層の特定に利用できる情報が少ない点に課題がある。そのため、効果的な施策を検討する材料としては不十分である。また、調査が継続的に実施されていないため、第二期成年後見制度利用促進基本計画においても、広報活動の成果は施策を実施したか否かによって測られるにとどまっている¹⁸。PDCA サイクルを通じて施策の改善を促すには、実際にどれだけ認知率が改善したかが分かることが必要条件であるだろう。

図表 3 任意後見制度改正の利用促進効果とその限界

〔改正点と主な効果〕

改正点	主に影響のある段階	期待される効果
契約内容の変更・一部解除の制度化	契約の締結、申立てによる利用開始	契約締結時や締結後の見直し負担を軽減し、利用の柔軟性を高める
開始時の監督人選任要件の緩和	申立てによる利用開始	利用開始時の手続的・心理的負担を軽減する
「補助」との併用の解禁	申立てによる利用開始	任意後見を利用しながら、不足する支援の法定後見による補完を容易にする
そのほかの事項	契約の締結	将来の状況変化を見据えた利用設計を容易にする

〔限界・留意点〕

- 利用増加は周知状況や相談支援体制に左右される
- 認知率向上と制度利用への安心感の醸成が不可欠
- 改正のみで認知の課題が解消されるわけではない
- 継続的な周知・広報と認知状況の調査が重要

（出所）法制審議会民法（成年後見等関係）部会「[民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱案](#)」、および関係法令をもとに大和総研作成

¹⁸ 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室「[第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について](#)」（2022年3月25日閣議決定）